

核融合科学研究所計測機器等共同利用ルール

平成22年10月 6日 共同研究委員会決定

最終改正 平成30年12月13日

(目的)

第1 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）が所有する計測機器等を共同利用する場合の取扱いは、別に定めがある場合を除き、このルール（以下「共同利用ルール」という。）の定めるところによる。

(共同利用対象者)

第2 計測機器等を共同利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 核融合科学研究所の共同研究者
- (2) その他核融合研究共同研究委員会の認めた者

(共同利用機器リスト及びその公開方法)

第3 研究所は、共同利用可能な計測機器等のリストを作成し、利用及び予約状況とともに公開する。

- 2 公開方式は、原則 Web 公開とする。
- 3 研究所は、核融合科学研究所運営会議共同研究委員会計測機器等共同利用小委員会（以下「小委員会」という。）が、共同利用に相当でないと判断した計測機器を貸出対象及びリストから除却することができる。

(共同利用の申請及び決定)

第4 計測機器等の共同利用を希望する者は、核融合科学研究所計測機器利用申請書（様式第1号）を小委員会に提出する。

- 2 申請書は、利用を希望する月の前月10日までに小委員会が受け取っていなければならない。
- 3 小委員会は、計測機器等の利用を希望された月の前月末までに利用の可否を決定し、申請者にその結果を連絡する。

(利用及び返却)

第5 利用者は、利用期間終了後すみやかに当該機器を研究所へ返送すること。その際、核融合科学研究所計測機器利用報告書（様式第2号）により、使用状況等の報告を併せて行うこと。

2 利用者は、当該機器の改造や第三者への貸出し、譲渡等を行ってはならない。

(利用期間)

第6 利用期間は原則1ヵ月単位とし、最長当該年度末までとする。

- 2 利用期間を延長したい場合は、この共同利用ルールに定める計測機器等の共同利用申請を再度行い、改めて小委員会の承認を得ること。
- 3 特定の計測機器等に複数の利用申請があった場合は、小委員会が利用者、利用期間等の調整を行う。

(違反等)

第7 利用者が故意にこの共同利用ルールに違反した場合は、小委員会は計測機器等の利用の停止又は返送をさせることができる。